

第8回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成25年9月25日(水)午後3時00分

2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室

3 定数及び出席委員数 定員27名 現員27名

4 出席委員 26名

1番 山口 忠雄	2番 関 憲夫	3番 高浦 芳一
4番 篠原 覚	5番 柳井 進	6番 渡邊 久芝
7番 渡邊 邦男	8番 積田 雅美	9番 佐久間 政男
10番 多田 總一郎	11番 山下 和彦	12番 宮嶋 十郎
13番 中川 喜一郎	14番 板倉 保	15番 佐久間 正夫
16番 奥野 政義	17番 川島 三夫	18番 川名 康夫
19番 鶴岡 公一	20番 地引 正和	21番 御園 豊
22番 葛田 吉弥	24番 渡邊 喜一	25番 長谷川 重義
26番 藤井 幸光	27番 榎本 雅司	

5 欠席委員 1名

23番 鈴木 弥須雄

6 出席事務局職員 3名

小藤田事務局長 森副参事 鈴木主幹

◎開 会

平成25年9月25日午後3時00分 開会

○議長（中川喜一郎君） ただいまより第8回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は、27名中26名出席でございますので、会議は成立しております。

欠席委員の報告につきましては、23番、鈴木弥須雄委員でございます。

◎議事録署名委員の指名

○議長（中川喜一郎君） 次に、日程第1、議事録署名人の指名を行います。

16番、奥野政義委員、17番、川島三夫委員を指名いたします。よろしく願います。

ここで暫時休憩したいと思います。

休 憩

再 開

○議長（中川喜一郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎諸般の報告

○議長（中川喜一郎君） 昨日農業委員の鈴木弥須雄君から辞任願が提出され、これを受理いたしましたので、ご報告いたします。

これに関する議案につきましては、ただいま配付したとおりでございます。

◎日程の追加

○議長（中川喜一郎君） お諮りいたします。

この際、これを日程に追加し、議題とすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 異議ないものと認めます。

よって、これを日程に追加し、議題とすることに決定いたします。

日程を追加いたします。日程第2を日程第3に、日程第3を日程第4に、日程第4を日程第5に繰り下げ、日程第1の次に日程第2、追加議案第1号といたします。

◎追加議案第1号 農業委員会委員の辞任について

○議長（中川喜一郎君） 日程第2、追加議案第1号 袖ヶ浦市農業委員会農業委員の辞任についてを議題といたします。

追加議案第1号について事務局の説明を求めます。

小藤田君、説明をお願いします。

○事務局長（小藤田光男君） ただいま配付しました追加議案第1号であります、袖ヶ浦市農業委員会委員の辞任に係る同意についてでございます。

提案理由は、平成25年9月24日付で鈴木弥須雄委員から平成25年9月24日をもって辞任願が提出されましたので、農業委員会等に関する法律第16条の規定に基づき、同意を求めるものであります。なお、辞任願は裏面に添付してありますので、ごらんいただきたいと存じます。

説明は以上です。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の議案の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。どうぞ。

○26番（藤井幸光君） 26番の藤井です。この辞任願の中に一身上のということが書いてありますけれども、これは公開するわけにはいきませんか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局長（小藤田光男君） 昨日鈴木委員が辞任願を持ってきたときにお話を伺いました。その内容をそのままお話しいたします。

現在私は袖ヶ浦市農業委員会会長職務代理者の重責を担っておりますが、前期の3年間におきましても当職についておりました。この間におきまして、本年9月4日、5日の新聞報道にありますが事件が発生し、同僚でありました前委員が逮捕されたことは非常に残念であるとともに、会長職務代理者としての責任を強く感じており、ここに袖ヶ浦市農業委員会農業委員の辞任願を提出します。

以上のとおり伺っております。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○26番（藤井幸光君） 26番の藤井です。鈴木さんは委員長の職務代理者ということでされておりますが、この件について事務局としては何か方策があつてのことですか。あるいは、今後の善後策はどのように。

○議長（中川喜一郎君） 局長。

○事務局長（小藤田光男君） 辞任願について皆様の同意が必要ですので、まずそれが追加議案第1号となっております。これが同意で辞任が認められた場合につきましては、今お話のありました職務代理者を互選することになります。それは、まずこの同意についての議案の審査をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 今の関係、ほかにどうですか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 今事務局長からのほうからお話がありましたが、ほかになければ、辞任に係る同意に賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成多数でございます。

よって、追加議案第1号については同意されました。

ここで暫時休憩をさせていただきます。

休 憩

再 開

○議長（中川喜一郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎諸般の報告

○議長（中川喜一郎君） ただいま追加議案第1号の農業委員の鈴木弥須雄君の辞任が同意されました。

これにより、袖ヶ浦市農業委員会会長職務代理者が空席となりました。

これに関する資料は、ただいま配付したとおりでございます。

◎日程の追加

○議長（中川喜一郎君） お諮りいたします。

この際、これを日程に追加することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） ご異議ないものと認めます。

よって、これを日程に追加することに決定いたしました。

日程を追加いたします。日程第3を日程第4に、日程第4を日程第5に、日程第5を日程第6に繰り下げ、日程第2の次に日程第3、袖ヶ浦市農業委員会会長職務代理者の互選といたします。

◎袖ヶ浦市農業委員会会長職務代理者の互選

○議長（中川喜一郎君） 日程第3、袖ヶ浦市農業委員会会長職務代理者の互選をいたします。

会長職務代理者の互選について事務局の説明を求めます。

小藤田局長。

○事務局長（小藤田光男君） 日程第3、袖ヶ浦市農業委員会会長職務代理者の互選について説明いたします。

鈴木弥須雄委員の辞任により、会長職務代理者が空席となりましたので、会長職務代理者を互選するものです。これは、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、会長が欠けたときまたは事故があるときは委員の互選した者がその職務を代理するとなっております。

互選とは、相互に選挙することであり、投票によって行うものが原則とされております。ただし、地方自治法にて指名推選の方法によることも差し支えないとされておりますが、この場合、指名推選によることに異議がないこと、そして指名推選を用いる場合は、被指名人をもって当選人と定めるべ

きかどうかを会議に諮り、全員の同意があった者をもって当選人とすることになっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） ただいま事務局長より会長職務代理者の互選についての提案理由及び互選の方法について説明がありました。

これより会長職務代理者の互選の方法についてお諮りいたします。会長職務代理者の互選は、選挙による投票の方法と指名推選による方法がございますが、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○21番（御園 豊君） 21番、御園でございます。2つの方法の中で、後者の指名推選ということでお諮りをさせていただきたいと存じます。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 今御園委員からありましたが、ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） ただいま指名推選でという発言がございましたので、お諮りいたします。

会長職務代理者の互選は、指名推選による方法で行うことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 異議ないものと認め、指名推選で行うことに決定いたします。

地方自治法第118条第3項、指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって当選人と定めるべきかどうかを会議に諮り、全員の同意があった者をもって当選人とするとされております。

お諮りいたします。当選人は、被指名人を当選人とすることよろしいでしょうか。

〔何事か言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 局長。

○事務局長（小藤田光男君） ただいま互選につきまして指名推選の方法というお話があって、ご異議はないという形になっております。その後、今議長のほうから発言がありましたが、当選人は被指名人を当選人とすることよろしいでしょうかと議長がお諮りしました。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） よろしいですか。もう一遍言いますよ。

当選人は、被指名人を当選人とすることよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） ご異議ないようですので、それでは会長職務代理者のご指名をお願いします。

はい、どうぞ。

○21番（御園 豊君） 21番、御園でございます。先般農業法人登録をされました横田の葛田吉弥君がいいかと存じます。葛田君は農業専業でございますし、農地も3町歩から持っておるといふうに聞いております。この会長、副会長人事においては、先般もお話しし、今までの引き継ぎの中でもござ

いますように、会長が旧袖から出た場合は職務代理は平川地区から選ぶというようなことが今日まで継承されております。よって、葛田吉弥君を推薦したいと思います。

以上です。お諮り願います。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○25番（長谷川重義君） 25番、長谷川でございます。私は、関さんを推薦いたします。

○議長（中川喜一郎君） 今2名の方が推薦されました。

どうぞ。

○18番（川名康夫君） 川名と申します。私は山口忠雄さんを推薦します。

○議長（中川喜一郎君） 今3名推薦されました。

ほかにどなたかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） ただいま葛田委員、それから関委員、それと山口委員、3名の指名がございました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○議長（中川喜一郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

会長職務代理者に3名の方が指名されました。したがって、地方自治法における指名推選における全員同意となりませんので、投票によることといたします。

選挙による投票をいたします。

○21番（御園 豊君） 追加発言をお許し願いたいと思います。

葛田吉弥君を推薦する大きな理由の一つでございますが、葛田君は3期農業委員をやっております。ベテランでございますし、農業関係には明るい精通した者と考えております。

以上、よろしく願います。

○議長（中川喜一郎君） 2期、3期やられている人は、ほかの人もご存じですから、今のことはわかりました。

○2番（関 憲夫君） 私のほうを指名いただきましたが、なかなかできそうもありませんので、申しわけないのですが……

○議長（中川喜一郎君） 局長。

○事務局長（小藤田光男君） ただいま推薦という形で3名の方が挙がりましたが、被選挙権者は会長を除いた全員が対象になります。

以上であります。

○議長（中川喜一郎君） 今、関さんが言われたのは、皆さんの信任で名前が出ましたが、あとは何名

の方がということになりますので、それは受けとめていただきたいと思います。

○事務局長（小藤田光男君） ちょっと言葉が足りなかったかもしれませんが、指名推選という形をとらずに選挙という形になりますので、会長を除いた全員が対象になりますということになります。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○25番（長谷川重義君） ちょっと確認ですけれども、これは選挙ですから、今候補に挙がった人ということは関係ないということですよ。26名全員が該当者になりますよということですよ。そういうことでよろしいですか。

○議長（中川喜一郎君） はい、そのとおりです。

それでは、農業委員会等に関する法律第5条第5項の「会長が欠けたときまたは事故があったときは委員の互選した者がその職務を代理する」は、投票によって行うのが原則とされておりますので、投票で行うことといたします。

なお、1位票同数の方が複数の場合はくじにより決定いたします。

ただいまの出席委員は26名でございます。

次に、立会人を指名いたします。先ほど署名人をお願いしました16番の奥野政義委員、17番の川島三夫委員を指名いたします。

○20番（地引正和君） 記名はフルネーム。

○議長（中川喜一郎君） フルネームでないと、同姓がいますから。

○20番（地引正和君） そうしたら、委員の名前をやったやつを一回みんなに回したほうがいいよ、名前を間違えてしまうといけないから。委員の一覧表。委員の名簿。

○議長（中川喜一郎君） 準備いたしますので、暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○議長（中川喜一郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

投票用紙を配付いたしますので、よろしくをお願いします。

念のために申し上げます。投票は、単記無記名でお願いいたします。

事務局、投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

○議長（中川喜一郎君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 配付漏れはないものと認めます。

それでは、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○議長（中川喜一郎君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を開始いたします。書き終わりましたら、事務局長から議席番号と名前を読み上げますので、順次投票をお願いします。

〔投票〕

○議長（中川喜一郎君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） なしの声がありましたので、投票漏れはないものと認めます。

投票をただいまで終了いたします。

開票を行います。奥野委員、川島委員、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（中川喜一郎君） 開票の結果を報告します。

投票総数 26票

有効投票 26票

無効投票 ゼロ

有効投票のうち

山口忠雄君 14票

葛田吉弥君 9票

関 憲夫君 1票

御園 豊君 1票

高浦芳一君 1票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は7票でございます。したがって、山口忠雄君が袖ヶ浦市農業委員会会長職務代理者に選任されました。

◎会長職務代理者就任挨拶

○議長（中川喜一郎君） それでは、会長職務代理者に就任の挨拶をお願いいたします。

○1番（山口忠雄君） 急なことで何を申し上げていいかわかりませんが、とにかく1年目でございます。会長を補佐できるかどうかわかりませんが、こういう結果になりましたので、できるだけ会長の補佐をできますように頑張っていきたいと思っておりますので、皆様のご支援をよろしくお願いいたします。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（中川喜一郎君） それでは、日程第4、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。議案1ページと会議資料1ページの所有農地及び耕作地に関する申告書をごらんください。本件は、平成25年9月5日付で提出がありました。申請内容につきましては、申請理由は、譲渡人は経営の見直しをしたいとのことから、田を譲りたいとのこと、譲り受け人は自宅に近い場所で耕作上便利であることから、申し出を受け、取得したいとのことです。

会議資料2ページの位置図をごらんください。場所は、上宮田字下日影山です。現地は田で、耕作されておりました。

農地法第3条の許可基準につきましては、全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地がありますが、従前より道路になっている土地、近隣がゴルフ場用地となってしまう、水利が悪くなり、水田としての利用ができなくなったため、草刈り等をして管理しているとのこと。農機具等については、農用車ですが、耕うんはトラクターを借用して作業し、田植えと刈り取りは同じ地区の農家の方と共同で作業しているとのこと。農作業常時従事日数につきましては、世帯で150日従事しているとのこと。下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。譲り受け人につきましては、自宅に近い農地であり、今後もこれまでどおり地域との利用調整を図った農業をしていくものと思われまます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

18番、川名康夫委員。

○18番（川名康夫君） 18番、川名です。

場所は、地図のとおり、県道33号から200メートルぐらい山のほうに入ったところなのですが、耕作された跡がありました。18日に行ったけれども、本人には会えなくて、20日に本人が来まして、伺いました。譲り渡し人の〇〇さんは親戚で、もう年で、この1枚しかないの、1枚しかないにもかかわらず、土地改良区の役員はしなければいけないので、それがしんどいということで、〇〇さんに買ってこないかということで話があったと。私が農機具がないけれどもと聞きましたら、〇〇〇〇さんから〇〇さんが借りてきまして、〇〇〇〇さんの手伝いをしているので、〇〇〇〇さんの農機具を借りて、ついでに耕起とか稲刈りとか田植えをやっていただくということで、これからも〇〇〇〇さんの補佐をしていくということです。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（中川喜一郎君） ただいま川名委員より説明が終了しました。

これより質疑をお受けします。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。

議案第1号の1について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。

◎議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請を議題とします。

議案第2号の1について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 事務局、森です。議案第2号の1についてご説明申し上げます。

議案2ページをごらんください。本件は、市内在住の個人が共同住宅用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりでございます。

なお、議案第2号の1の1については、現況面積67平米に対し、利用実面積が254.38平米となっておりますが、これは〇〇〇〇—〇の一部を転用しようと測量したところ、登記面積67平米のところ、現に存在する面積が254.38平米であったとのことです。本件については、平成25年9月4日に提出がなされております。

総会資料3ページの位置図をごらんください。申請地は、昭和中学校の南側に位置しており、山林や教育施設があり、分断要素として捉えられますことから、第2種農地と判断されます。

建物の配置については、総会資料5ページのとおりであり、A棟、B棟それぞれ4戸ずつで、計8戸分の建築計画となっております。

排水については、道路占用許可の申請がされており、汚水は合併浄化槽で処理し、既存の道路側溝へ排水されます。雨水については、地下雨水浸透槽にて抑制の後、既存の道路側溝へ排水されます。

総会資料4ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

10番、多田總一郎委員。

○10番（多田總一郎君） 10番、多田です。

本件は、神納、昭和通りから北側へ約80メートルに位置する畑で、アパートを建築したいということでした。そして、9月13日午後2時30分、現地にて〇〇測量設計、〇〇氏から説明を受け、〇〇〇

○さんから、高齢のため、また体力的に無理ということで、作物をつくれないということでした。そして、今回はアパート経営を始めるとのことでした。アパートについては、先ほど事務局のほうから説明があったとおり、木造2階建て2棟、8世帯ということです。なお、申請地については別添地図を参照願います。ご審議のほどよろしく願います。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

はい、どうぞ。

○18番（川名康夫君） 18番、川名です。

ここに書いてある調整区域での開発に必要となる条件を満たしているというのはどういうことなのか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、どうぞ。

○事務局（森 博君） 市街化区域からの距離、あと連檐する戸数、それらからそのような記述になっているかと思いますが、基本的には都市計画法の所管になりますので、この辺で説明は終了させていただきたいと思います。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○18番（川名康夫君） 18番、川名です。

その都市計画法なのですけれども、都市計画法の規則の8条の2項、5の（2）は除外すると書いてあるのだけれども、これはまた別物なのですね。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、どうぞ。

○事務局（森 博君） あくまでも都市計画法の範疇になりますので、この場での答えは控えさせていただきます。

○議長（中川喜一郎君） 川名委員、よろしいですか。

○18番（川名康夫君） 18番、川名です。

住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活云々と書いてあるのですけれども、最後に接続して設置されるものと書いてあるのですけれども、この接続というのはどういう意味ですか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（森 博君） わかりました。川名委員がおっしゃっているのは、転用の事務指針の中のことをおっしゃっておられまして、これに当たるのではないかということかと思いますが、これは第1種農地での転用の事務指針のことをおっしゃっておられまして、先ほど申し上げましたとおり、ここは第2種農地と見られますので、第2種農地の判断基準で転用ができると。第1種農地であれば今ほど言われた住宅その他申請に係る土地のというところの条件に当たるかどうかを判定しますが、この

土地は第2種農地であると見受けられることから、この基準での判定はしてございません。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○18番（川名康夫君） おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地と運用について書いてあるのですけれども、この地図で言うと結構広範囲にわたって第1種農地が広がるという解釈はできないのですか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（森 博君） 先ほども申し上げたとおり、この土地につきましては、南側に山林、あと北側には中学校が結構大きく位置しておりまして、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の中にある農地とは見受けられませんので、第2種農地と判断してございます。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○18番（川名康夫君） 18番、川名です。

農業用道路、農業用排水施設、防風林等により分断されている場合や農業用施設等が点在している場合であっても、実際に農業機械が容易に横断し、または迂回することができ、一体として利用することに支障があると認められない場合には一団の農地として取り扱うことと書いてあるのですけれども、これには入らないのですか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（森 博君） この土地につきましては、私どもだけではなくて県の農業事務所とも現地確認をしておりますので、この現地からすると第2種農地の判定でよろしいというふうになってございます。

○議長（中川喜一郎君） 川名委員、よろしいですか。

○18番（川名康夫君） はい。

○議長（中川喜一郎君） ほかにどなたかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） ほかに質疑はないようですので、質疑を打ち切りまして、直ちに採決いたします。

議案第2号の1について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成多数でございます。

よって、議案第2号の1については許可相当と決定いたします。

◎議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第3号の1について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 議案第3号の1についてご説明申し上げます。

議案3ページをごらんください。本件は、市内に在住の個人が市内在住の所有者から農地を売買によって取得し、専用住宅用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりでございます。なお、本件については平成25年8月26日に提出がなされております。

総会資料6ページの位置図をごらんください。申請地は、市街化区域に近接し、袖ヶ浦駅から約410メートルの位置にあることから、第2種農地と判断されます。

建物の配置については、総会資料7ページのとおりであり、排水については道路占用許可の申請がされており、汚水は合併浄化槽で処理し、既設の側溝へ、また雨水についても最終ますを経て既設側溝へ排水されます。

総会資料8ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

26番、藤井幸光委員。

○26番（藤井幸光君） 26番の藤井です。

議案第3号の1の1、5条の申請です。総会資料6、7、8ページをごらんください。現地は、先ほども説明がありましたとおり、袖ヶ浦駅より400メートルほどのところですが、9月18日10時30分に現地にて代理人の行政書士、〇〇〇氏の説明を受けました。

説明によりますと、譲り渡し人は奈良輪〇〇〇番地の〇〇〇氏で、譲り受け人は奈良輪〇〇〇〇番地〇の〇〇〇〇氏です。〇〇〇さんが子供の成長を理由に、今のアパートでは手狭になったためということで、この現地に2階建ての住宅を建設したいということでございます。規模は、約100坪、335平米に2階建てで136平米の建物です。

条件としまして、水は市の水道、ガスは、これはちょっと未定です。オール電化になるかもしれないということです。電気は東電、排水は合併浄化槽です。ごみは、当地の自治会に加入して、自治会のごみステーションを利用されるということでございます。GLは、もとの水田より1メートルほど上がっております。

以上でございます。どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。

議案第3号の1について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の1については許可相当と決定いたします。

次に、議案第3号の2を議題といたしますが、議案第3号の2ないし議案第3号の3については関連がありますので、議案第3号の2ないし議案第3号の3について一括して事務局の説明を求めます。森君。

○事務局（森 博君） 議案第3号の2ないし議案第3号の3についてご説明申し上げます。

議案3ページをごらんください。本件は、東京都内の法人が市内在住の所有者から農地を賃貸借によって借用し、携帯電話基地局設置工事に必要な資材置き場用地に転用したいとする案件です。土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりでございます。なお、本件については平成25年9月5日に提出がなされております。

総会資料9ページの位置図をごらんください。申請地は、飯富と神納を結ぶたちばな通りに面する位置にあり、周辺には農地が連檐することから、第1種農地と判断されます。

本案件については、総会資料10ページに敷地平面図を添付しておりますが、たちばな通り側には工事車両の出入り用に鉄板を敷く、申請地左下側には仮設トイレ、仮設倉庫、仮設ハウスを置く、申請地の外周をガードフェンス、オレンジネットで囲うことが計画されており、携帯電話基地局設置工事が終わった後には、12メートル掛ける12メートルの基地局の敷地以外の部分については農地に戻す計画となっております。

なお、基地局の設置については、農地法施行規則第53条第14号に該当する事業として、認定電気通信事業者による農地転用事業計画書が提出されており、これを千葉県知事に進達しております。期間的には、許可後4カ月程度の工事期間を要するとのことですが、天候などにより延びた場合を考慮して平成26年3月31日までとされております。

本件については、2筆の農地が対象となっておりますが、市道側が〇〇〇〇—〇、奥側が〇〇〇〇です。総会資料11ページに現地の写真を添付しております。一時転用が済んだ後、所有者に農地が返還された後には、第3号の2案件の農地はキャベツを、第3号の3の農地へは大根を作付するとのことです。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

15番、佐久間正夫委員。

○15番（佐久間正夫君） 15番の佐久間です。9月20日金曜日10時、〇〇通信社の代理人、〇さんと現地で会って説明を受けたところ、〇〇〇さんと〇〇〇さんの土地にソフトバンクの電波塔を建てたいということで、〇〇〇さんの土地は資材置き場並びに搬入通路、それに資材置き場はもとに戻すよう

にするためには鉄板を敷いて、そこに資材を置くということでありました。それで、電波塔は約30メートルの高さということでありました。本体工事は年内に完成するとのことでしたが、悪天候のため、先ほど事務局が申しました3月いっぱいになるかと思いますが、どうか皆様のご審議をお願いします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

はい、どうぞ。

○24番（渡邊喜一君） 24番の渡邊ですけれども、転用目的とか転用事由のところに資材置き場しか書いていないので、鉄塔とか、そんなのは建てないのかなというふうにこの文書では見たのです。けれども、図面を見ると、ボーリングだとか鉄塔の中心位置だとかなんとかって書いてあるから、鉄塔を建てるのかなというふうに思ったのだけれども、もうちょっと具体的に鉄塔を建てるとか資材置き場にするとか、はっきりした事由をこのところに書いてほしかったなというふうに私は思います。

○議長（中川喜一郎君） このことで事務局で何か追加はありますか。

○事務局（森 博君） 今お諮りしているのは、鉄塔の敷地以外の部分の一時転用になります。この記載が十分でないというご指摘をいただきましたけれども、言いわけじみてしまうのですけれども、スペースの関係がありましてうまく表現ができていないところで、申しわけありません。今回の案件については、鉄塔の部分も中に入っているようには見えますが、これは外側の分の一時転用を今お諮りしているところでございます。

○議長（中川喜一郎君） どうぞ。

○3番（高浦芳一君） 3番、高浦です。

鉄塔の位置は、総会資料の9ページないし10ページの図面からしますと、どの辺に当たるのでしょうか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（森 博君） 鉄塔の位置は、この10ページの平面図でいきますところの左上に真四角の部分でございます。その鉄塔の大きさを抜き出したのが左端にある正方形です。これがもう少し右側のところに建ちます。オレンジネットとかという記載のあるあたりにある正方形のエリアが鉄塔の敷地になる部分でございます。

○議長（中川喜一郎君） 3番、高浦さん。

○3番（高浦芳一君） ありがとうございます。

もう一点、この鉄塔の敷地は2の1の〇〇〇〇番ではないということによろしいのですか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（森 博君） 〇〇〇〇の一部になります。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○3番（高浦芳一君） そうしますと、先ほどの委員が質問したまさに基地局設置をする部分が〇〇〇

○に該当するので、基地局及びというような解釈をすべきではないのでしょうか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（森 博君） 済みません。ちょっと図を描いていいですか。

○議長（中川喜一郎君） はい。

○事務局（森 博君） 今回の道路側の部分が○○○○—○、こちらが○○○○なのですが、今回のこの一時転用はこの○○○○のうち、この部分は入っていないのです、鉄塔の部分は。なので、一部ということです。今回審議いただいているのは、ここの部分の○○○○に対する一時転用です。ここの鉄塔が建ち終わった暁には、ここは返されて農地として耕作をされます。こちらの鉄塔を建てる行為については、認定電気通信事業者による農地転用事業計画書が提出されておりまして、それは別途手続として皆様にお諮りすることなく県のほうに進達をする案件になります。

○3番（高浦芳一君） よくわかりました。そのことをご説明していただければ速やかにわかると思うのです。ありがとうございました。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○18番（川名康夫君） この黄色いところは売買したわけではないということですね。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（森 博君） 賃貸借です。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○16番（奥野政義君） 16番の奥野です。

不勉強で申しわけないのですけれども、そういう場合は転用はしなくていいということでもよろしいですね。

○事務局（森 博君） 認定電気通信事業者の鉄塔の底地については、皆様にお諮りすることなく転用ができますということで。

○16番（奥野政義君） それは、誰が許可するのですか。

○事務局（森 博君） 知事です。施行規則第53条の第14号ということで、それに該当する事業にあってはということです。

○議長（中川喜一郎君） ほかにどなたか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） ほかに質疑がないようですので、ここで質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。

議案第3号の2ないし議案第3号の3について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の2ないし議案第3号の3については許可相当と決定いたします。

次に、議案第3号の4について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 議案第3号の4についてご説明申し上げます。

議案3ページをごらんください。本件は、東京都内の法人が市内在住の所有者から農地を賃貸借によって借用し、店舗、休憩所つきコンビニエンスストア用地に転用したいとする案件です。土地の所在、権利関係等は、議案記載のとおりでございます。なお、本件については平成25年8月30日に提出がなされております。

総会資料12ページの位置図をごらんください。申請地は、菜の花苑の南側に位置しており、申請地東側の市道及び西側の住宅地が分断要素として捉えられ、第2種農地と判断されます。

建物の配置については総会資料13ページのとおりであり、また排水については道路占用許可の申請がされており、汚水は合併浄化槽で処理し、既設の側溝へ、雨水については、申請地内に雨水貯留槽を設置し、オーバーフロー分が既設側溝へ排水されます。

隣接する農地は、譲り渡し人所有のものしかありませんが、今回の事業計画については、任意の説明会として、周辺地区居住者、土地所有者に対して説明会を開催し、了解を得ていると伺っております。

総会資料14ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（中川喜一郎君） 本案件につきましては、17日に運営委員会を開催しておりますので、運営委員会委員長に審議の内容について報告をしていただきます。

地引運営委員長、お願いします。

○運営委員会委員長（地引正和君） 20番、地引です。議案第3号の4については、店舗、コンビニエンスストア用地への転用であり、9月17日に運営委員会を開催し、現地調査及び関係者からの状況確認などを行いましたので、その経過と結果について報告いたします。

現地確認は、午後1時15分から行い、午後4時より農業センター会議室にて審査を行いました。現地確認には、代理人である設計事務所の方に出席をいただき、現地で状況説明をいただきました。現地は、市道飯富蔵波台線と平成通りとの交差点部に位置しており、相当数の交通量が見込まれ、収益が見込まれることから、計画されたとのことでありました。

審査会にも現地確認と同じ代理人に出席していただきました。事務局における議案説明後、代理人に今回の計画に関する事業計画について説明を求めました。事業の内容ですが、農地2,068平米を転用し、店舗、コンビニエンスストア1棟を建設しようとするものであります。

主な質疑については、この場所を選定した理由について、雨水の処理方法について、文化財の有無についてなどであり、代理人からは、交通量などから、他店の出店もあるが、集客が見込まれる、雨水排水については、貯留槽を設置して流量調整をする、文化財は特にないと回答があり、その他の

質疑に対しても適切な回答をいただき、採決の結果、全員賛成にて許可すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

はい、どうぞ。

○18番（川名康夫君） 18番、川名です。

これは、農地ではないのですよね。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（森 博君） 第2種農地です。

○議長（中川喜一郎君） はい。

○18番（川名康夫君） 18番、川名です。

第2種農地とした判定理由をお聞かせ願います。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（森 博君） 今ほど説明の中で申し上げましたけれども、市道と申し上げましたが、平成通り、あと飯富蔵波台線側に住宅が建てございまして、その住宅が分断要素となるということから第2種農地と判断してございます。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○24番（渡邊喜一君） 24番、渡邊ですけれども、ちょっと確認なのですけれども、この辺の排水は平成通りを下って神納のほうに流れるのか、それとも百々目の堰のほうの下流に流れるのか、その辺をわかったら教えてください。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（森 博君） ここは、百々目の堰のほうに流れるというふうに伺っております。

○議長（中川喜一郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。

議案第3号の4について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の4については許可相当と決定します。

次に、議案第3号の5について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 議案第3号の5についてご説明申し上げます。

議案の4ページをごらんください。本件は、君津市内の法人が市内在住の所有者から農地を賃貸借によって借用し、土砂埋め立て事業に伴う調整池に一時転用したいとする案件です。土地の所在、権利関係等は、議案記載のとおりでございます。

なお、議案第3号の5の1について、現況面積185平米に対し、利用実面積が226.19平米となっておりますが、これは先ほどご説明したのと同様に、測量したところ、登記面積に対して現に存する面積が上回っていたとのこと。本件については、25年8月30日に提出がなされております。

総会資料の15ページの位置図をごらんください。申請地は、森のまきばオートキャンプ場の北東側に位置し、周辺を山林に囲まれた小集団の農地であることから、第2種農地と判断されます。

土地利用計画については、総会資料16ページのとおりであり、点線で囲ってある2カ所が申請地の農地であります。小さい数字で恐れ入りますが、地番が〇〇〇、〇〇〇の一部とそれぞれ記載されております。

今回の調整池については、一時転用する農地内の土砂を使用して調整池の土手をつくり、一時転用目的達成後はその土手にした土砂を埋め戻して農地とする計画であり、埋め戻した後の農地は栗の木を植林する予定と伺っております。

総会資料17ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

21番、御園豊委員。

○21番（御園 豊君） 21番、御園でございます。補足をさせていただきたいと思っております。

7月7日午前10時から林区の臨時総会が行われまして、業者と測量事務所が説明に参りました。そして、幾つかの質問事項が出たわけですが、その中で地元区と業者と経営者本人と3者で公害防止協定を締結され、その後区長からその書類をいただきました。

現場につきましては、今事務局が説明いたしましたけれども、16ページの位置図にございますように、点線の中が農地でございます。そして、その前後は既に木が植えられておりまして、山林という地目になっているようでございます。

この進入路につきましても、15ページの図面にございますが、丸印の下に米田橋という地名が書いてございますが、これは国道409号線でございます。この米田橋から右方向が茂原方面でございますが、この米田橋から右方向、茂原方面に100メートルほど行ったところから左の現地のほうに進入路が計画されております。

現在この土地周辺はもう30年前から山砂の採取ということで、この近辺は行われている場所でございます。その砂をとった場所も一部今回の埋め立て工事というような計画だそうでございます。そういったことで、この土地そのものももう20年ぐらい前から耕作がこの谷津地域はされておられません。

ご承知のように、イノシシの巣と化しております、もう水田はほとんどこの地域では耕作されていないような状況でございます。

以上、現況報告とさせていただきます。慎重審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

はい、どうぞ。

○24番（渡邊喜一君） 24番なのですけれども、これをする事によって、水質汚濁とか、そういうふうな懸念があるかどうか、その辺を聞きたいのですけれども。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（森 博君） この調整池については、上流部からの水を一遍に下流部に流さないための調整の池として使われるということでございますけれども、ここに流れてくる水の水質につきましては、そこまではこちらとしては把握はしてございません。ただ、特定事業として埋め立て事業としての手続がなされて、同時に進められてございますので、そちらの中で審査項目になっているかもしれませんが、その辺についてはこちらで把握しておりません。

○21番（御園 豊君） 追加説明をさせていただきます。

今の水質関係についての説明でございますが、地元も水質に敏感になっておりまして、この特定事業はご承知のように3カ年計画ということだそうでございますが、終わった後5年、10年、15年目と3回にわたって水質検査を27品目やり、その結果は地元区に報告するというふうに協定書の中にはうたっております。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○18番（川名康夫君） 18番、川名です。

これは、山砂の埋め立て、それとも建設残土の埋め立て、どうなっているのですか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（森 博君） ただいまご審議をいただいているのは、その上流部での埋め立てをしている下流にある農地を調整池としての一時転用をするということでご審議をいただいているところでございます。上流部での工事がどうなっているかという話なのですけれども、それについては特定事業の許可申請が既になされておりますので、林地開発の許可申請などでも、その目的としては残土埋め立て事業ということで事業の名称は記載されてございます。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○18番（川名康夫君） では、建設残土の埋め立てということですね。これを見ると、山砂を埋め立てるのだと勘違いしていたのですよね。ここで言うわけではないけれども、残土埋め立てになるとまた

様子が変わってくると思うのですけれども、終わったときの農地のどういう形でできるかという工
設計書みたいなものはありますか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（森 博君） 工事が終わった暁には、畑として返還を受けて、そこに栗を植林するとい
うことで伺っております。

以上です。

○18番（川名康夫君） そうでしょうけれども、その農地がどういう状態に復元されるのか、その図面
はないのですか。高さは段が幾つあってとか、その面積が幾つあってというのは。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（森 博君） 面積は変わらないはずですが。現況の面積を一時転用する前と後で変更はない
ものと思われま。GLについても、先ほど申し上げたとおり、今の土をよけて土手をつくって調整
池にする、それを埋め戻すということからしますと、高さは変わらないということになるろうかと思
います。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○18番（川名康夫君） では、斜面にできると、そういうわけではなくて、平らな農地ができるとい
うことですね。

○事務局（森 博君） そのように解釈しております。今ある農地の土をよけて調整池にして、それ
を戻して平らにして、そこに栗を植えるというふうに理解してございます。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○16番（奥野政義君） 16番、奥野です。

ここに書いてある特定事業というのは既に許可されているのですか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（森 博君） 特定事業については、申請書が受け付けられている状態です。最終的に許可
になるのは、それぞれの事業の足並みを県のほうでそろえていただきますので。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○25番（長谷川重義君） 2点だけ御園委員に現場の確認でお伺いしたいのですが、地元のほうは、さ
っき〇〇さんの名前が出たからあれだけでも、その辺は十分知っていながら大丈夫だよというこ
とで、協定とか、そういうものはできているということですよ。地元は賛成しているということ
ですね。

○21番（御園 豊君） はい、そうです。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○18番（川名康夫君） この排水先、これを見ると松川になっていますけれども、松川の水利の同意関
係、農業用水利を使っている関係水利利用者の同意というのはどうなっていますか。

- 議長（中川喜一郎君） 事務局。
- 事務局（森 博君） 一時転用期間中の調整池の期間であれば、その流量を調整しながら下流へ排水するという特定事業の許可の中で手続がなされていると思われます。農地として戻った暁には、もちろんそこに降った水はその中で処理をされるというのが原則だと思いますので、この中には書かれておりません。
- 議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。
- 18番（川名康夫君） 流末の許可が出ていると思うのですけれども、流末の同意文の中に農業用水利関係者の同意書云々というのがあるのですけれども、その林発の中で農業用水利権者の同意文というのが載っていると思うのですけれども。
- 議長（中川喜一郎君） 事務局。
- 事務局（森 博君） 林地開発の許可申請書については、受け付けがなされていることについては、こちらもその写しをいただいておりますので、承知はしてございます。申請書の写しをここに添付していただいておりますので、それに関する協議はその中で調っているものというふうに考えてございます。
- 議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。
- 18番（川名康夫君） では、水利の同意はあるということですね。
- 議長（中川喜一郎君） 事務局。
- 事務局（森 博君） ただいま私の手元にある5条の許可申請書の中にはございませんけれども、林地開発の許可申請書が受け付けられていることからしますと、その辺の手続も進んでいるものと思われれます。
- 議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。
- 16番（奥野政義君） 16番、奥野です。
- この〇〇興業さんという会社は、先ほど御園委員さんの説明の中で水質検査を5年、10年、15年という形でやるということでしたが、もし何らかの異常があったときに、それを何とか是正する、失礼な言い方かもしれないけれども、15年、20年後の補償ができる力はあるのですか。
- 議長（中川喜一郎君） 事務局、把握していますか。
- 事務局（森 博君） そこまでは。
- 議長（中川喜一郎君） この件は地元とのことですから。
- 21番（御園 豊君） 21番、御園でございます。補償関係につきましては、地元との協定書の中で本来は事業者、会社と地元が通例ですと契約を結ぶわけですがけれども、ご承知のように、法人というものは、潰れてしまえば、それで逃げられてしまいますので、今回は経営者本人の名前で責任をとっていただくということで、本人の実印、印鑑証明つきで地元との契約をしております。
- 以上です。

○議長（中川喜一郎君） もう出尽くしたようですけれども、ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） ないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。

議案第3号の5について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成多数でございます。

よって、議案第3号の5については許可相当と決定いたします。

次に、議案第3号の6について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 議案第3号の6についてご説明申し上げます。

議案の4ページをごらんください。本件は、君津市内に在住の個人が市内在住の親族に当たる所有者から農地を売買によって取得し、専用住宅用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりでございます。なお、本件については平成25年9月5日に提出がなされております。

総会資料18ページの位置図をごらんください。申請地は、市街化区域に隣接することから、第2種農地と判断されます。

建物の配置については、総会資料19ページのとおりであり、排水については、道路占用許可の申請がされており、汚水は合併浄化槽で処理し、雨水と合流の上、既設の道路側溝へ排水される計画となっております。

総会資料20ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

1番、山口委員。

○1番（山口忠雄君） 去る9月19日午前9時40分より現地におきまして、代理人であります〇〇行政書士事務所の〇〇様より説明を受けました。先ほど事務局からもございましたように、両家は親戚同士だそうです。そして、場所は横田の中川小学校の北の隅に位置いたしまして、中川団地の南端に当たります。

総会資料の20ページの写真を見ていただきたいのですが、手前が道路です。そして、現在奥のほうが五、六十センチ低くなって傾斜がついておりますので、工事の際はその低い部分を道路と同じ高さに盛り土いたしまして、建物を建築するということでした。下水は、合併浄化槽で田んぼの下の排水路に流すということで、地元の土地改良区には許可をいただいているということでございました。

皆様のご審議をよろしくお願いたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

はい、どうぞ。

○18番（川名康夫君） 18番の川名ですけれども、親族と言いましたけれども、何親等ですか。

○事務局（森 博君） この建築主の奥さんのお母さんのお兄さんの土地、3親等です。

○議長（中川喜一郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） ないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。

議案第3号の6について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成多数でございます。

よって、議案第3号の6については許可相当と決定します。

ここで4時50分まで休憩したいと思います。

休 憩

再 開

○議長（中川喜一郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第3号の7を議題といたしますが、議案第3号の7ないし議案第3号の9については関連がありますので、議案第3号の7ないし議案第3号の9について一括して事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 議案第3号の7ないし議案第3号の9についてご説明申し上げます。

議案4ページ及び5ページをごらんください。本件は、四街道市内の法人が市内の所有者から一時転用として申請地を借り受け、土砂等による農地造成をしようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりでございます。なお、本件については平成25年9月5日に提出がなされております。

総会資料21ページ的位置図をごらんください。申請地は、吉野田保育所の東側約700メートルに位置し、谷津田であります。北側に農地が連檐しており、第1種農地と判断されます。

総会資料22ページに土地利用計画図を添付しております。

本日追加で、今お配りした資料、事業計画書、回覧用資料、断面図等々を配付させていただきました。この追加資料についてご説明いたします。まず、追加資料1ページの事業計画書、ア、計画施設内容に記載のとおり、特定事業場の面積1万7,195平方メートル、このうち農地埋め立て面積5,165平米に土砂の埋め立てを行おうとするものであり、農地造成の覆土については、区域内の土を区域内に一時仮置きし、表土にしようとする計画で、農地への埋め立て量は1万8,500立方メートルの計画と

○運営委員会委員長（地引正和君） 20番、地引です。議案第3号の7ないし9については、土砂などによる農地造成をしようとする案件であり、9月17日に運営委員会を開催し、現地調査及び関係者からの状況確認などを行いましたので、その経過と結果について報告いたします。

現地は、吉野田保育所の東側約700メートルに位置している谷津田です。現地確認は午後3時5分から行き、午後4時25分より農業センター会議室にて審査を行いました。現地確認には、譲り受け人と、譲り受け人、譲り渡し人の代理人2名に出席をいただき、現地確認及び状況説明をいただきました。

審査会には、現地確認の出席者に加え、譲り渡し人3人のうちの1人に出席していただきました。事務局における議案説明後、申請人に今回の計画に関する事業計画などについて説明を求めました。譲り渡し人からは、谷津田である田んぼに樹木が繁茂していることから、覆土し、畑として耕作しやすく改良し、落花生を栽培する計画であるとの説明がありました。また、譲り受け人からは、13筆の区域内の譲り渡し人が所有する農地4筆に1万8,500立方メートルを埋め立て、農地造成し、完了後は畑として譲り渡し人にお返しする計画であるとの説明がありました。

この説明のうち、委員からの主な質疑としては、今回の計画の経緯についてはどうか、農地転用許可のほかにもどのような申請を行っているのか、覆土する土の取り扱いについて、どのように措置するのか、搬入する土砂の発生源に変更があった場合にはどのように対応するのか、農地造成完了後の農業経営の具体的計画についてどうか、申請書内における記載内容、特に隣接農地所有者に対する説明状況に関する不合理な記述についての確認などでした。

その回答として、計画の経緯としては、従前に施工した第1期工事についての説明はなく、今回の事業で田を畑にしたいという説明でした。農地転用以外の申請については、特定事業の申請を県廃棄物指導課にて受け付けされているとのことでした。覆土については、申請地内の田の土を保管し、埋め立て後に戻す計画であるとのことでした。搬入する土砂の発生源に変更があった場合には、その都度県に報告し、土砂に関しても安全なものを入れますとのことでした。

農地所有者のうち出席いただいた方からは、落花生の作付をして営農するとの回答があったが、ほかの2名については欠席のため、代理人に確認したところ、多分落花生を作付して農業をやると思うとの答えでした。申請書内に不合理と見られる記載があることについては、勘違いをして記載したとの説明がありました。

以上の説明から、当運営委員会の意見としては次のような取りまとめを行いました。（1）、これまで田として使われていた土であり、荒れ地の状況から、覆土の土質が畑の表土として適切とは言えず、また作付予定の作物に対して、栽培に適している表土とは認められないことから、確実な農地復元とは見込まれない。

（2）、作付計画について、農地所有者3名の共通の記載で平成29年5月、作付を開始し、収穫を平成30年10月として1年5カ月もの期間となっており、適正な耕作計画とは認められないこと、さら

に欠席者2名の代理人からは、多分農業をやると思うとの説明では、造成後に耕作する確実な意思が見受けられないこと。

以上の現地調査及び関係者からの状況確認をもとに審議、採決の結果、全員一致で不許可相当と決定いたしました。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

はい、どうぞ。

○26番（藤井幸光君） 26番、藤井です。

このような残土埋め立ての場合、隣接している地主の同意は必要ではないのでしょうか。ちょっと質問します。

○事務局（森 博君） 農地転用の手続上では、同意書を求めてはおりません。しかしながら、先ほどお配りしました資料の2ページ、事業計画書の裏面になるのですが、このクの欄、隣接農地所有者、耕作者への説明状況等というところで、隣接農地の所有者の方、要は説明をした者というのは誰が、隣接農地所有者は誰に、説明した内容は、どのような内容を説明したか、その次に、隣接農地所有者の意見というところは、その説明に対してどういう対応だったか、了解をされたとか、了解をされないとか、何か留意点が述べられたとかというところを書いていただくことになってございます。現在ここに添付しておりますのは、昨日提出をいただいたものを添付してございます。

説明内容の欄、ここを少し補足しますと、1行目、当初の全体計画のときに相談しましたということとあります。この当初の全体計画のときというのは、先ほどの説明の中でも第1期の造成の話を差し上げましたけれども、その当初というのは、第1期のときに今回の計画地を含む全体計画のお話があって、その際にご説明をしたのですよということを書かれているということでした。

その次に、当時とはあるのですけれども、今回の計画については、計画の見直しがありまして、区域の縮小があったのですけれども、この区域の縮小の前に隣接農地所有者の土地が入っていて、後段で造成に賛同していると思っていましたというのは、当初の全体計画のときにお話をしていたので、賛同していただいていると思っていましたという申請者側の解釈が記載されております。

○議長（中川喜一郎君） よろしいですか。

○26番（藤井幸光君） 法律的には特に縛りはないのですか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（森 博君） 農地の一時転用の指針の中では、効率的な営農ができることとか、そういう農業サイドの見解で農地造成を判断、審査するというのがあるのですけれども、そこの中の項目として、隣接農地の所有者の同意があることという項目はございません。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○2番（関 憲夫君） 2番、関です。

大竹地区はかなり前に圃場整備をやってあります。この土地自体はやっていなかったのですか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（森 博君） 大竹土地改良区の同意について確認をしたのですけれども、まずこの計画地の水が下流に対しての影響があるや否やということで確認をしたのですが、この計画自体、下流に水は行かないと。この計画地内でおさまるといふことの計画を持っておられるようで、それをもってして農林土木課が所管する土地改良絡みの相談に行ったときには、下流に水が出ないのであれば協議はしなくてもよろしいですよという話をされたようです。もう一点、この土地改良の役員さんが今回の申請地内の地権者さんであるということから、改めてその同意書を取得する必要はないだろうというお話をいただきました。

○議長（中川喜一郎君） よろしいですか。

○2番（関 憲夫君） この写真を見る限り、用水路はもうなくなってしまっているような状況になっていますよね。下の水田に影響がなければ、それでいいと。その下は圃場整備されているのですか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（森 博君） 大竹土地改良の当時の受益の図面を見せていただいたのですけれども、図面の精度が余りよくなくて、はっきりわからないのですけれども、この下流は多分受益の土地があると思われまふ。この一番下の土地が該当しているかどうかというところがちょっと把握ができなかったのですけれども。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○24番（渡邊喜一君） 24番の渡邊ですけれども、大竹区のほうは全体としては反対なのかどうか、それをちょっと教えていただきたいのですが。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局長（小藤田光男君） 区としては反対であるということをお伺っております。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○24番（渡邊喜一君） 反対理由の大きなポイントを二、三個教えていただけますか。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○5番（柳井 進君） 5番、柳井です。

この春、3月30日、最終の日曜日に大竹区で総会がありまして、そこでこの問題を話し合いました。賛成、反対の両方の意見を出して、反対意見としては、もし変なものが入れたら取り返しがつかなくなるでしょうと。その場合はどうするのだということ。あと、水、例えば地下水の流れ、雨水でも、下流に小櫃川がありまして、浄水場があつて、みんなの飲み水になっていると。その影響が出たらどうなるのか。あとは、大竹区として、全体として利益は何もないという意見が出されました。それで、無記名投票で採決した結果、反対17、賛成4名ということで、大多数の反対でやってほしくな

いという決議をしました。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 今言われたとおりですけれども、よろしいですか。

○24番（渡邊喜一君） はい。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○18番（川名康夫君） 18番、川名です。

1期工事のときに特定事業区域内使用同意書というのが上がっているのですけれども、その中に農地があるのですけれども、それは農業委員会にかかっていないので、この人たちが農業委員会の許可を得ないで同意した文書になっていると。農地法違反ではないのですかということが疑われますので、よろしくをお願いします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（森 博君） 申しわけないのですが、その1期のときは農地は含まれていなかったというふうに今回のこの申請に関して申請者とのやりとりの中では伺っておりますので、今その話は初めて伺いました。

○議長（中川喜一郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑を打ち切りまして、直ちに採決いたします。

議案第3号の7ないし議案第3号の9について、運営委員会委員長の報告は不許可相当であります。これを採用いたします。運営委員会委員長の報告のとおり不許可相当に賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 全員です。

よって、議案第3号の7ないし議案第3号の9については不許可相当と決定いたします。

◎議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請を議題といたします。

議案第4号の1ないし議案第4号の3については、関連がありますので、議案第4号の1ないし議案第4号の3について一括して事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 議案第4号の1ないし議案第4号の3についてご説明申し上げます。

議案6ページをごらんください。本件は、木更津市の法人が申請地を含む区域において平成16年より砂利採取事業を実施してきたところでありましたが、一部区域においてこの砂利採取事業が終了した

ため、今後は特定事業として土砂を埋め立てたいとする案件であり、申請地については、その区域内にある車両の出入りに引き続き利用する予定であり、ベースとなる事業が砂利採取事業から特定事業に変更になることから、農地法の手続についても変更として許可申請された案件です。

市道を通行することによる道路管理者との協議では、管理者として、道路の使用に関して制限には困難な面があるが、地元との調整を密にさせていただきようをお願いしているとのことでした。

説明は以上です。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりました。

本案件については、17日に運営委員会を開催しておりますので、運営委員会委員長に審議の内容について報告をしていただきます。

地引運営委員長、よろしく申し上げます。

○運営委員会委員長（地引正和君） 20番、地引です。議案第4号の1ないし3については、砂利採取終了による特定事業用地への転用であり、9月17日に運営委員会を開催し、現地調査及び関係者からの状況確認などを行いましたので、その経過と結果について報告いたします。

現地確認は、午後1時55分から行い、引き続き現地の事務所内において審査を行いました。現地確認には、申請人及び代理人に出席をいただき、説明をいただきました。現地は、川原井新田地区、幽谷分校から南東に1.2キロメートルに位置し、砂利採取事業の終了後に地目山林部分に残土埋め立てとして特定事業を行うこととし、その事業区域内に農地があり、ベースとなる事業は変更になりますが、引き続き進入路として使用したいとのことでありました。

主な質疑については、1つ、農地にも残土を入れるのか、2つ目、特定事業実施に関して地元の意見は、3、砂利採取事業と特定事業の違いについてなどがあり、申請人及び代理人からは、農地にも残土を入れるのかの問いに対しては、事業場入口の農地については引き続き通路として使用し、その先の農地においても一部通路として使用するほか、引き続き農地復元の際の客土置き場として使用しますので、残土は入れないとのことでありました。地元への対応については、川原井地区全体、そして本地区における分区に説明をしたとのことであり、採決の結果、全員賛成にて許可すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

はい、どうぞ。

○24番（渡邊喜一君） 24番の渡邊ですけれども、1の1は譲渡人と譲受人が〇〇〇〇さんで全く同じで、使用貸借のあれが設定されているのだけれども、こういうのは問題はないのですか。住所も同じなので、多分同じ人だと思うのだけれども、こういう契約というものはあるのですか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（森 博君） ご指摘のとおり同じ方ですが、譲り渡し人は個人、譲り受け人は法人ということになってございます。

○24番（渡邊喜一君） それは特に問題ないのですか。

○事務局（森 博君） 今回は変更計画の承認申請ということで、もともと砂利採取事業として許可のあったものが、ベースとなる事業が特定事業に変わるといふことの申請でございますので、当初の計画が許可になっているということからすると、支障はないものかと思えます。

○議長（中川喜一郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。

議案第4号の1ないし議案第4号の3について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成多数でございます。

よって、議案第4号の1ないし議案第4号の3については許可相当と決定いたします。

◎議案第5号 平成25年度第6次農用地利用集積計画承認の件

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第5号 平成25年度第6次農用地利用集積計画承認の件を議題といたします。

議案第5号について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。

それでは、議案第5号についてご説明いたします。今回の申請は、利用権の設定が4件で81.02アールとなっております。議案第5号 平成25年度第6次農用地利用集積計画書（案）5ページをお開きいただきたいと思えます。

それでは、改めて議案第5号についてご説明いたします。今回の申請は、利用権の設定が4件で81.02アールとなっております。個々の内容につきましては、記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

農用地利用集積計画書（案）5ページでございます。今回利用権設定を受ける方の経営状況等が記載されております。申請面積及び現経営耕地面積は記載のとおりでございますので、概略を説明させていただきます。〇〇〇〇さんですが、申請件数が3件で、申請面積の合計は73.47アール、株式会社〇〇〇〇ですが、申請面積は7.55アールで、県営横田地区土地改良事業の換地に伴う再設定となります。

以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

はい、どうぞ。

○24番（渡邊喜一君） 24番の渡邊ですけれども、参考までに聞きたいのだけれども、個人だけではなくて、法人関係も利用集積をして農地の拡大をしているのだけれども、その中で例えばこの辺の田んぼだったら、その集落の人が水の設備を管理しているのだけれども、例えばそれが使えなくなって稲なんか枯れてしまったときなんかは、法人とか、そういうところから損害賠償とか、そんなのはどうなのだろうか。損害賠償なんか来ることはないのだろうか。個人間だったらほとんどしょうがないというふうなあれで済むのだろうか、会社組織だったら、もしかしたらそういうとき損害賠償か何か来ないのかどうか、その辺わかったら教えてほしいのですけれども。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。

基本的には、お互いでその土地についての貸し借り、同意をもとに契約を交わして、それが農業生産法人であるという形の場合、農地法の5反以上の耕作要件を持っていけば、まず農業生産法人が借りるという形が基本になるかと思えます。そういった中で、お互いに農地の貸し借り、農業生産法人という形をとりますけれども、一応法人と個人とのやりとりの中でその辺までお話しされているのではないかなとは思いますが、詳しい内容についてはこちらのほうは把握しておりませんので、ご了承いただきたいと思えます。

○議長（中川喜一郎君） ほかにどなたかありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。

議案第5号について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第5号については原案のとおり可決されました。

◎報告事項

○議長（中川喜一郎君） 次に、日程第5、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 報告第1号についてご報告いたします。

議案7ページをごらんください。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。なお、専決処理期間は平成25年8月1日から8月31日までです。

報告は以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 報告は以上でございます。

◎その他

○議長（中川喜一郎君） 次に、日程第6、その他に入ります。

事務局、何かございますか。

○事務局長（小藤田光男君） ございません。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○26番（藤井幸光君） きょうの新聞にも載っていた下宮田の件、9月に入って4、5、きょう25日で職務代理さんがやめたということで、今後当農業委員会においてどのように市民に説明をするか、会長さん及び局長さんに今後の方向づけと伺いますか、そこら辺をお示し願いたいと思います。

○議長（中川喜一郎君） 挨拶の冒頭に申し上げましたように、これは私あるいは局長ではなくて全員ですよ。各地区から選出されてきていますから、この二、三人がどうのこうのではなくて、基本に立ち返って、本来やるべき農業委員の仕事、冒頭申し上げましたように、本来の農地のあるべき姿というのは、あくまでも田畑は農地に戻す、あるいはほかのものについても皆さんで慎重審議して、いいものはいい、取り上げる、まずいものはまずい、こういう会議もそうですし、現地を8月から皆さん2人1組、3人1組で動いていますけれども、そういった中で市民の方々は、我々が一日中パトロールをやっていたり、そういうのも見られているし、これからまたあれをもとに活動していくわけですから、2人の意見ではなくて、みんなが同じ意見になってほしいのですよ。だから、6月か何かに言ったと思うのですけれども、議会からの質問もあったけれども、農業委員として本来の仕事は前向きに対応していきますという簡単なコメントはしましたけれども、その背景にあるものは相当な仕事量というか、作業量、変な言い方かも知りませんが、たかが農業委員ではなくて、やることは相当大変なことだと思うのです。事務局から提案された、あるいは私のほうから願います、これはみんなが同じ考えで進んでいかないと、数人でやっていて周りの人が余り協力的でないと、これでは本来の姿ではありませんので。

○26番（藤井幸光君） 今私が言おうとしていることは、農業委員会というものが市民から見ると、こういう刑事事件を起こしている。このメンバーの中には旧から来ているのは7名しかいませんけれども、この会場でこういうことを言うのは失礼だと思いますが、要は市民の目で新聞記事を見たら、おまえたち何をやっているのだというような批判が出ているわけですよ。我々は、一般農業委員が3万円、委員長代理が3万6,000円、委員長が4万円、要するに市民の血税からお金をもらっているですよ。そういう意味で、個人のプライバシーとか云々とかって前回おっしゃっていましたが、そうではなくて真摯に我々がどういうことを考えているかということは何らかの機会に市民に発表すべきだと私は思います。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 私は、前段で申し上げたことがこれから活動していく中身だと思っていますし、広報紙か何かでこうやっていきますということではなくて、全員の姿を見ていただきたいなと思っています。こうやるべきというものがあれば、またそれを参考にさせていただきたいと思っておりますけれども、局長、何かございますか。

はい、どうぞ。

○21番（御園 豊君） 21番、御園でございます。

冒頭に会長から、ただいま警察の取り調べ中につき、当委員会において特別委員会設置はいかがかというようなお話に承りましたけれども、昨日の夜半にNHKテレビとラジオでこの問題が放送されました。起訴されたということがNHKのテレビとラジオで放送されました。ご存じのように、けさは各新聞社も大々的に書いているわけでございますけれども、これを先般私が前回10日の日に、特別委員会を設置して、委員会なりにこの問題は掌握する必要があるし、またその結果を市民なり、あるいは県、国に報告するべきではないかという提案をさせていただいたわけですが、冒頭に会長さんが、これは警察の範囲で、警察の取り調べ中だから、当委員会には特別委員会は設置しないというような向きのお話をされましたけれども、これは会長単独でその決意あるいは決断をされてはいかがかと思っております。提案されたものについて皆さんの意見を聞いた上で決するのが本来の形ではないかと考えます。いま一度その点ご審議をお願いいたします。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 冒頭私が話したように、9月10日に集まったときにはとっさに頭の中がこんがらがって話ができませんけれども、この収賄問題についての調査は素人がやれないし、やるべきではないし、この中で各地区から選手を選んでもこれはできないし、プライベートなことになりますから、それはすべきではないと思っておりますよ。

○26番（藤井幸光君） 一言言わせてくれますか。

○議長（中川喜一郎君） はい。

○26番（藤井幸光君） 素人だとかっておっしゃっていますけれども、やっていることは、農業委員会の業務をやっていながら、こういう事件が起きているのです。そこを間違えないでくださいよ。

○議長（中川喜一郎君） 全然間違えていないですよ。例えば各地区からその人を選んで、その人たちがプライバシーのことを調査できると思いませんか。やれないと思いませんか。例えば藤井さんが昭和地区で選ばれたときに、各地区1人ずつと仮定した場合にそこまで踏み込んでやれると思いませんか。

○26番（藤井幸光君） 個人ではなくて、先ほども言いましたけれども、市民の血税をもらっている我々がプライバシー云々ということは余り言えないのではないですか。

○議長（中川喜一郎君） 手当をいただいているのは十分ありがたいと理解しているのですけれども、この問題はちょっと違うと思うのですよね。

○26番（藤井幸光君） プライバシーではなくて拒否権だったらわかりますよ。

○25番（長谷川重義君） 会長、よろしいですか。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○25番（長谷川重義君） 農業委員としてということ一言、25番の長谷川ですけれども、言わせてもりたいのですが、これはいわゆる刑事事件ということで、捜査ということで司直の手が動いて今日に至ったと。起訴になったということで、農業委員の仕事というのは、本来そういうことを調査したりすることが仕事ではなくて、農地の関係だとかそういうこと、あるいは今被害問題もたくさん害鳥の問題もあったりしている。前回は奥野さんからの提案があったりして、そういうわなだとか専門の講習を受けたり、農業委員の仕事の中で信頼を取り返していこうという努力をしていこうというようなことがありましたけれども、私も警察のまねごとをしても、法的な根拠やそういうものが何もない中ではできないことだと思います。例えば議会であれば100条調査の件があたりします。農業委員会にはそういうのではないと思います。そういう中で、何を根拠にやるかというのは非常に難しい問題ですので、私たちは農業委員としての仕事を一生懸命やるということで信頼を回復していくということが大事ではないかなと。それと、もう一つは、市民だとか、あるいは国や県だとかそういうみんなに袖ヶ浦がこうやってやっています、ああいうふうにやっています、こういうことが起きたということを報告をするということは果たしていかなものかと。これは皆さん承知していることですので、結果は結果として真摯に受けとめながら、自分たちの仕事をきちんとやっていくということが最善の方法ではないかと考えます。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○21番（御園 豊君） 憲法にちょっと触れたいと思いますが、憲法第15条、公務員の本質という題がございます。全て公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないという条文があるわけです。この委員会は私的なものでもなし、れっきとした公務員であります。その中でその職務上起きた事件でございますので、これはプライバシーとか個人の問題ではないわけでありまして。よって、これは我々委員会として責任ある行動、責任ある説明をするべきであると思います。先般野球のボールの件がございました。あの会長も全然知らない。事務局のやったことだという例を出されましてけれども、最終的には組織でやった。組織がどうだということを問われたということです。そして、関係ないと言っていたトップがついに、二、三日で辞職をされたわけです。責任をとられたわけです。そういった各種団体あるいは組織というものはやはりそういうもので基本的にあるかと思えます。そういったことの中で、これは何もこの内部だけで現在の農業委員が組織立って委員会を立ち上げて調査するというだけでなく、外部の方々で組織を立ち上げて、関係ない方々と相談して、袖ヶ浦市農業委員会のあり方、そして今回の事件の全容というものを解明していただくと。きのう君津市は農業委員会がありました。君津市農業委員会では、君津郡内で不祥事が起きた、よって今後皆さん引き締

めて職務を全うしていただきたいという挨拶が冒頭にあった。事務局からの伝達事項が冒頭にあった。これは、君津だけでなく全国の農業委員会に波及している問題であります。

今までの袖ヶ浦、私も今4期目であります。今日まで4期中で他県で不祥事が起きたときには、当袖ヶ浦市農業委員会事務局長からも、他県でこういう事件があったと。当委員会においてひとつ引き締めて慎重にお願いしたいと。私も何度かそれを聞いております。そういったことの中で、何もこれを同士がどうのこうのだけでなく、第三者委員会というもの、この委員以外の外部委員会を立ち上げることも一つの方法だと思います。こういったことについては、明確に全国に波及している問題であるし、また先般も申し上げましたけれども、昨年度は全国表彰されている団体であります。そういった要素からしても、我々は反省の材料として、あるいは反省すべきは反省し、あすに向けての農業委員活動を胸を張って行き、そして市民に対しておわびするところはおわびするというのが我々の任務であろうかと思えます。個人のプライベート云々ということは一切関係ありません。それだけの責務が我々はあるかと思えます。よって、特別委員会を内部のみならず外部も含めて検討していただきたいと思えます。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○事務局長（小藤田光男君） 私には発言権がないかと思いましたが、今のお言葉の中に事務局長という言葉がありましたので、この場をかりて発言をお許しいただきたいと思えます。

私は、今回の事件に関しまして、県警さんの事情聴取を受け、地検さんの事情聴取を受け、調書作成にサインをしたところであります。そういう立場からお話をさせてもらいたいのですけれども、遊休農地対策部会というのが存在してしまっていて、現在ないわけですけれども、それが失落したということであれば、皆様方でそれにかわるものを作ってもらうなり、先日来自分が利用状況調査に同席しておりますけれども、基盤整備されているところで荒れているところがある。これは言葉が違いかもしれませんが、農地に戻すことは割と簡単なのかなと、一概には言えませんけれども。あと、狭い道を上がっていった上に台地が開けて、農地がある。その道をもっと維持してやれば上の農地が生きるだろうと。ただ、農業委員会でその農地を整備するお金は出せないのですけれども、簡単なことで話をすれば、そういう面で皆様方に努力していただければという形で、勝手ながら手を挙げて発言をさせていただきました。

以上でございます。大変失礼しました。

○議長（中川喜一郎君） いろんなご意見が出ましたけれども、最初に申し上げましたように、このメンバーで特別委員会で原因究明を今立ち上げてやるという考えには私は今のところ至っておりません。今いろいろ考えていますけれども、皆様方がどうお考えかわかりませんが、今までいろんなお話が出ました。これで賛同を諮るというのにまだ私は頭が切りかわっていかないのですけれども。

○21番（御園 豊君） 会長に求めたわけではないです。議長として皆さんに諮ってくださいという提

案です。

○議長（中川喜一郎君） それはわかります。そうはいつでも、責任の一端は非常に重くかかっていますので、簡単においそれと動けないのですが、ではお諮りしましょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） では、お諮りします。

せっかくいろんなご意見が出ましたので。

○27番（榎本雅司君） ちょっと1点。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○27番（榎本雅司君） 先ほど各委員のほうからお話があったのですけれども、聞いていますと、基本的に多分この農業委員会に出てきたときに非常勤公務員だということは皆さん了解していると思います。先ほどの憲法論の話なのですけれども、基本的に憲法論は大綱なのです。物の運用というのは、法律というのは下部組織、条例とか末端まで行けば、判例まで行って世の中というのは動いているわけなのです。憲法でどうのこうのという話ではないです。

それと、もう一点、さっき言ったプライベートのことに調査委員会を設けるということは、これは話が異なるのです。皆さんが出てきたときには、もう完全に準公務員だということを理解して出てきているのです、はっきり言って。だから、それは確かにプライベートはないです。だけれども、この件について調査委員会を立ち上げる立ち上げないということはまた別個です。

それと、会長として、これが収束した暁に何らかのコメントを袖ヶ浦市農業委員会として発するということは、これは私もできればあったほうが良いと思います。ただ、言っていることがオールラウンドになってしまうと、問題点がどこなのかってごちゃごちゃになると思うのです。プライベートではないのだから調査委員会を立ち上げるどうのこうのって、それは短絡的であって、準公務員ということは皆さん承知していると思います。それと、今この問題については司直の手が入っています。その中で勝手に任意の調査委員会を立ち上げて、権限もない調査委員会を会長のもとに立ち上げて、誰が第三者委員会を指名するのか。誰がなるのか。大枠でつくったところで、ではそれが何になるのか。だったら、もうちょっと推移をしっかりと見て、最終的に司直の手で問題が全部出た後に会長としてみんなで話し合っ、袖ヶ浦市民の皆さんにどのように陳謝するべきか、またどのように今後みんなで対処していくべきかを議論したほうが賢明だと思います。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 大変貴重なご意見をいただきました。

今ついさっきまでいろんな意見が出たところで賛否を問うて立ち上げようかと思いましたがけれども、きょうは結論を勘弁していただいて。

皆さん納得いかないかも知れない。でしたら、賛否を問います。

○16番（奥野政義君） 賛否をとる前に1つ言わせてください。

○議長（中川喜一郎君） はい。

○16番（奥野政義君） 16番の奥野です。

議長が今賛否をとろうとしているのは、御園委員さんのような形のものをつくるまいかつくろうか
ということの賛否ですか。

○議長（中川喜一郎君） そうです。

○16番（奥野政義君） であるならば、もう一点提案させていただきたいのですけれども、今榎本委員
さんもおっしゃいましたように、私どもは調査権とかなんとかという、そういうものはないと思うの
ですよ。ですが、これだけのことをやったということは前代未聞でありますし、相当な不祥事だと思
います。ですから、それについて大筋が見えてきた段階で事のでんまつについてきちんと記録にとど
め、今後の戒めとするような形のものをつくり上げて、それを記録にとどめておくという形のもの
をつくり上げるということで、そのことについての賛否の中にそれも入れていただきたいなというふう
に思います。

○議長（中川喜一郎君） わかりました。

でしたら、皆さんにお諮りいたします。調査委員会なるものを立ち上げることに賛成の方、挙手
をお願いします。

○3番（高浦芳一君） 1つ条件があります。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○3番（高浦芳一君） 3番、高浦です。

奥野委員が言われたように、捜査権と調査権、これを混同したらいけないと思うのです。捜査権で
はないのです。私ども農業委員会としていかに自浄努力をしてこれから綱紀肅正に向かおうかという
姿勢の中で、過去にどういう案件があった中で、どういうふうに農業委員がその件について関与され
たのかということを確認して、この時点で贈収賄として指摘されたのだ、そこにこういう方が
関与されたのだということをきちんと整理した中で、農業委員会としてそれまでの経緯をきちんと整
理した中で、こういう事実があったから、私どもこれは気をつけよう、こういうものも気をつけなく
てはいけないということをまとめるため、どういうふうにまとめていったらいいのか、どういうこと
を確認していったらいいのかという意味合いの組織であるべきだと思うのです。捜査だとか調査だど
か、そういう意味合いではなくて、事実がどうだったのかという視点での検討委員会ということであ
るならば、私はつくるべきだと思います。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○16番（奥野政義君） 私の言いたいところもそこです。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○20番（地引正和君） 20番、地引です。

皆さんちょっと勘違いしているのではないかなと思うのですけれども、実際にこの新しくなった委

員が途中で事件を起こして、そうしたら調査すべきだし、でもこれはその前に起きたことなので、今警察が捜査している段階でそういう調査とか、そういうものは全く私は必要ないと思うのですよ。警察である程度の結論が出た暁に、今高浦委員が言ったように、では今後どうするのだというものはつくるべきだと思いますけれども、今の段階で委員が委員を裁く的な調査とか、そういうものは全く必要ないと思います。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○21番（御園 豊君） 私が提案したのは、早速つくるべきだということは一回も言っておりません。そういう組織、調査委員会というものを基本的につくるかつくらないかということの賛否をとってくれと。いつからやるかということはその次の話でありますので、何もあしたからつくれということではありません。

○議長（中川喜一郎君）途中で終わりましたけれども、先ほどのやることに賛成という方、もう一遍改めてやり直します。特別調査委員会なるものを立ち上げることに賛成の方。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 8名。

反対の方は。

〔「残りだ」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 全員ですよ。

○21番（御園 豊君） わからない人もいるでしょうから、一応。

○議長（中川喜一郎君） このメンバーはわからない人いないと思いますよ。やることに賛成の方は8名いらっしゃいますけれども、とりあえずしばらく静観して、それは私も思いますよ。そのままやむやにして時が過ぎればいいとは決して思っていません。この2月、みんな委嘱をもらった時点で新しくなられたわけで、全員が同じ負担を持って進んでいかないといけないわけですから、この問題は早くすっきりしたいなというのは、これは私以前に皆さんもそう思っていると思います。貴重な意見を出していただきましたが、今数字的にはそういうことでございますので、よろしいですね。

◎閉 会

○議長（中川喜一郎君）では、そのことで結びたいと思いますので、本日は長時間にわたりまして大変ありがとうございました。

午後5時52分 閉会